

令和3年第3回

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

11月定例会会議録

令和3年11月22日 開会
同 日 閉会

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録目次

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 説明のため出席した者 | 1 |
| 職務のため出席した者 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 会議に付した事件 | 2 |
| 開会（午後2時） | 3 |
| 広域連合長のあいさつ | 3 |
| 議事日程 | |
| 日程第1 議席の指定 | 4 |
| 日程第2 副議長の選挙 | 4 |
| 日程第3 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 日程第4 会期の決定 | 5 |
| 日程第5 諸般の報告 | 5 |
| 日程第6 議案第11号 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件 | 5 |
| 日程第7 議案第12号 令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計補正予算（第2号）の件 | 6 |
| 日程第8 認定第1号 令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期 高齢者医療特別会計決算認定の件 | 7 |
| 日程第9 報告第1号 債権放棄の件 | 10 |
| 広域連合長の閉会のあいさつ | 10 |
| 閉会宣告（午後2時26分） | 11 |
| 会議録署名 | 12 |

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会（11月定例会）会議録

令和3年11月22日（月曜日） 午後2時開議

○出席議員

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 岸本 栄 | 2番 | 山田 はじめ |
| 3番 | 塩中 一成 | 4番 | 川嶋 広稔 |
| 6番 | 大林 健二 | 7番 | 高木 公香 |
| 8番 | 荒木 眞澄 | 9番 | 石川 勝 |
| 10番 | 服部 浩之 | 11番 | 田口 敬規 |
| 12番 | 板東 敬治 | 13番 | 樽井 佳代子 |
| 14番 | 山本 忠司 | 15番 | 中野 学 |
| 16番 | 谷口 美保子 | 17番 | 土原 こずえ |
| 18番 | 末下 広幸 | 19番 | 村井 浩二 |
| 20番 | 中川 達夫 | | |

○欠席議員

5番 米田 敏文

○説明のため出席した者

| | |
|------------------|-------|
| 広域連合長 | 野田 義和 |
| 副広域連合長 | 永藤 英機 |
| 副広域連合長 | 辻 宏康 |
| 事務局長 | 藤井 清美 |
| 事務局次長兼 総務企画課長 | 増田 宣典 |
| 資格管理課長 | 桑田 直記 |
| 給付課長 | 石田 英之 |

○職務のため出席した者

| | |
|----|------|
| 書記 | 有光 修 |
| 書記 | 平 佳子 |

○議事日程

- | | | |
|------|------------|---|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 副議長の選挙 | |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第4 | 会期の決定 | |
| 日程第5 | 諸般の報告 | |
| 日程第6 | 議案第11号 | 大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件 |
| 日程第7 | 議案第12号 | 令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件 |
| 日程第8 | 認定第1号 | 令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件 |
| 日程第9 | 報告第1号 | 債権放棄の件 |

○会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時00分 開議

○服部議長 ただいまより、令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を開会いたします。

開会に際し、広域連合長よりご挨拶があります。

野田広域連合長。

[広域連合長 野田義和君 登壇]

○野田広域連合長 連合長を務めております東大阪市長の野田でございます。

議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨今の後期高齢者医療制度を取り巻く状況といたしまして、国においては、一定所得以上の方の窓口負担割合を2割とする案について、本年6月に法改正が行われ、施行日につきましては年末頃に明らかになる予定と聞いております。

また、オンライン資格確認の本格運用がいよいよ開始となりました。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能となりますことから、広域連合におきましても、被保険者の方への周知を予定しております。

そのような中、この間の新型コロナウイルスの影響によりまして、保険料減免申請の急増などの事態も生じましたが、ワクチン接種も一定進み、皆様も元の生活に戻りつつあります。

本日の定例会におきましては、副広域連合長の選任や、令和2年度一般会計、特別会計の決算認定などの案件についてご審議をいただくこととしております。議案の内容につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

私ども広域連合といたしましては、様々な課題に対し国の動向を注視し、関係市町村と連携しながら適切な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続き格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○服部議長 本日の出席議員は19名です。議員定数20名の半数以上の定足数に達しています。

なお、5番、米田敏文議員からは、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、議席の指定を行います。

令和3年10月28日付で広域連合議会議員の欠員に係る選挙に当選されました樽井佳代子議員の議席は、13番を指定いたします。

日程第2、副議長の選挙を行います。

広域連合議員の任期は、広域連合規約第9条第1項に、当該関係市町村の議会の議員としての任期によると規定されています。

また、副議長の任期は、広域連合規約第10条第2項に、広域連合議員の任期によると規定されています。

前副議長は、広域連合規約第9条第1項及び第10条第2項の規定により、令和3年9月29日付で任期満了となったため、現在、当広域連合議会の副議長は欠員であることから、副議長の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によることにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、13番、樽井佳代子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました樽井佳代子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、樽井佳代子議員が副議長に当選されました。

樽井副議長から就任のご挨拶があります。

〔13番 樽井佳代子君 登壇〕

○樽井議員 ただいま、議員各位のご推挙により広域連合議会の副議長の要職に就くことになりました、羽曳野市の樽井でございます。

今後は、服部議長の下で、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいり所存でございますので、どうか皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、就任のご挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○服部議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番、岸本栄議員、2番、山田はじめ議員を指名いたします。

日程第4、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日11月22日の1日といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日、11月22日の1日と決定いたしました。

日程第5、諸般の報告を行います。

お配りしております定期監査結果報告書のとおり、令和2年11月26日から令和3年3月24日まで、定期監査が実施されました。また、同じく配付しております現金出納検査結果報告書のとおり、令和3年6月分から令和3年9月分まで、現金出納検査が実施されました。それぞれの結果について、監査委員から議長宛てに報告がございましたので、私からご報告申し上げます。

日程第6、議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 議案第11号「大阪府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第12条において、関係市町村の長のうちから議会の同意を得て選任することと規定されておりますことから、副広域連合長に、岬町長の田代堯氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○服部議長 議案第11号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第12号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 議案第12号「令和3年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件」についてご説明いたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億5,936万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1兆2,403億365万5,000円と定めるものです。

本件は、国からの要請に基づき、令和4年度に予定される窓口負担割合の一部制度改正に関する周知広報及びマイナンバーカード取得促進の取組について、令和3年度に実施するための経費並びにその財源を計上するものでございます。

まず最初に、歳出についてご説明いたします。別冊の令和3年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の最後の6ページ、7ページをご覧ください。

歳出につきましては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を1億5,936万3,000円増額し、24億3,944万9,000円といたしております。

主な内訳としましては、来年度予定されている制度改正に向けた周知用リーフレットの印刷経費や、問合せに対応するためのコールセンター運営経費、またマイナンバーカード取得促進のための申請書等の作成、送付経費となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページにお戻りください。

先ほど歳出で計上しました経費の財源としまして、国からの特別調整交付金による財政措置が見込まれることから、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金を、歳出の増額分と同額の1億5,936万3,000円増額し、910億7,711万4,000円といたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○服部議長 議案第12号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、認定第1号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 認定第1号「令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算認定の件」につきましてご説明申し上げます。

お手元の令和2年度大阪府後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書をご覧ください。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり決算審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただきたく提案するものでございます。

予算現額と収入済額もしくは支出済額の差を中心にご説明申し上げます。

まず、4ページ、5ページをお開きください。

はじめに、一般会計の歳入でございます。歳入合計といたしましては、4ページ下段、予算現額1億9,814万円に対しまして、調定額、収入済額ともに1億9,786万9,628円で、27万372円の減となっております。

主な内容といたしまして、2款国庫支出金が、後ほどご説明する歳出の減に伴い18万2,999円の減となっております。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

一般会計歳出でございます。歳出合計といたしましては、6ページ下段、予算現額1億9,814万円に対しまして、支出済額は1億8,330万3,183円で、不用額は1,483万6,817円でございます。

主な内容としまして、2款総務費が1,388万8,603円の減で、これは派遣職員の異動に伴い職員人件費単価が減少したことなどによるものです。

なお、3款予備費から419万1,000円を総務費に流用し、債権整理に係る弁護士費用に充当

いたしました。

以上、一般会計歳出予算現額に占める支出済額、執行率は92.5パーセントで、歳入歳出差引残額につきましては、6ページ欄外、1,456万6,445円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、10ページから19ページに記載しております。

次に、22ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は1,456万7,000円、5、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

続きまして、決算書26ページ、27ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計の歳入でございます。歳入合計といたしましては、26ページ下段、予算現額1兆2,181億1,515万1,000円に対しまして、調定額は1兆2,281億6,891万1,162円、収入済額は1兆2,272億7,626万4,216円で、予算現額に対し収入済額は91億6,111万3,216円の増となっております。

主な内容といたしまして、まず1款市町村支出金が、前年度の療養給付費負担金の精算に伴い追加徴収が発生したことなどにより、4億198万8,098円の増となっております。

また、2款国庫支出金は、交付決定時の保険給付費等の見込みが高かったため、247億7,629万8,458円の増となりました。

一方、3款府支出金、4款支払基金交付金は、給付実績に応じて年度途中で見直されたため、それぞれ8億9,717万9,054円、149億3,888万9,000円の減となっております。

なお、10款諸収入、2項雑入におきまして、各種返納金等を計上しておりますが、収入未済となった債権のうち時効が成立したものや、債務者である法人が消滅しているもの及び後ほどご報告する債権放棄をしたものについて不納欠損処分を行いました。3項延滞金、加算金及び過料においても、これに伴う不納欠損が発生し、不納欠損額は合わせて1億2,883万1,484円となっております。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

特別会計の歳出でございます。歳出合計といたしましては、28ページ下段、予算現額1兆2,181億1,515万1,000円に対しまして、支出済額は1兆1,653億5,614万3,645円、不用額は527億5,900万7,355円でございます。

主な内容ですが、2款保険給付費が515億2,568万6,228円の減となっておりますが、これは例年と比較して大幅な減少でございまして、主な理由としまして、新型コロナウイルス感染症

による受診控えの影響が大きかったものと考えられます。

ただし、2項高額療養諸費につきましては、支出額が当初予算額を上回ることとなりましたため、地方自治法第220条第2項ただし書の規定に基づきまして、1項療養諸費から予算流用を行った結果、予算現額、支出済額ともに541億5,203万7,664円としております。

また、4款保健事業費におきましても、新型コロナの影響で健康診査受診者数が減少したことなどによりまして、10億4,653万8,194円の減となっております。

7款予備費につきましては、新型コロナ影響に係る対策として新設いたしました傷病手当金の予算として418万1,000円を保険給付費に流用いたしました。なお、傷病手当金の支出済額は134万4,845円となっております。

以上、特別会計歳出予算現額に占める支出済額、執行率は95.7パーセントで、歳入歳出差引残額につきましては、28ページ欄外、619億2,012万571円でございます。

なお、歳入歳出決算事項別明細書につきましては、32ページから47ページに記載しております。

次に、50ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、3、歳入歳出差引額は619億2,012万円、5、実質収支額は、3、歳入歳出差引額と同額でございます。

なお、一般会計及び特別会計の差引額につきましては、令和2年度分の国庫支出金や府支出金、支払基金交付金などが本年度中に確定いたしますので、確定次第、令和3年度の歳入に繰越の上、差引額の中から返還していく予定となっております。

次に、53ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。1、物品につきましては、広域連合の備品で、取得価格1品10万円以上の物品と、その増減を記載しておりますが、決算年度中の増減はございませんでした。2、基金につきましては、後期高齢者医療給付費準備基金は、保険料により充当すべき医療給付等に要する費用の財源に充てることを目的といたしまして、平成20年2月に条例を整備し設置したものでございます。令和2年度中は、42億7,646万4,000円の減で、年度末現在高は92億167万2,000円となっております。

なお、別冊で、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果をご説明する書類を併せて提出いたしております。

また、決算書の内容につきましては、地方自治法第233条の規定に基づきまして、中川、谷口両監査委員に審査をお願い申し上げ、その結果につきましては、「令和2年度大阪府後期

高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計決算審査意見書」として提出いたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○服部議長 認定第1号について、質疑及び討論の通告はありません。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○服部議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9、報告第1号「債権放棄の件」を議題とします。

理事者の報告を求めます。

藤井事務局長。

〔事務局長 藤井清美君 登壇〕

○藤井事務局長 報告第1号「債権放棄の件」についてご説明いたします。

本件は、令和2年度決算におきまして、債権管理条例第12条第1項の規定に基づき実施いたしました債権の放棄について、同条第2項の規定に基づき、本議会に報告するものでございます。

まず、放棄した債権の名称は、療養費の返還金。

債権を放棄した日は、令和3年3月31日。

放棄した事由は破産であり、免責許可決定が確定している債権について放棄したものでございます。

件数、金額は、それぞれ6件、894万4,262円でございます。

以上、債権放棄の件についてご報告申し上げます。

○服部議長 報告が終わりました。

報告第1号について、質疑の通告はありません。

報告第1号「債権放棄の件」を終わります。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

広域連合長から閉会のご挨拶があります。

野田広域連合長。

〔広域連合長 野田義和君 登壇〕

○野田広域連合長 今回の定例会におきましては、上程議案につきまして、原案のとおり承認、認定をいただき、厚くお礼申し上げます。

当広域連合におきましては、今後とも後期高齢者医療制度の安定的な運営に向け取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、引き続き格別のご支援を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○服部議長 これをもちまして、令和3年第3回大阪府後期高齢者医療広域連合議会11月定例会を閉会いたします。

午後2時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

大阪府後期高齢者医療広域連合議会

議 長 服 部 浩 之

署 名 議 員 岸 本 栄

署 名 議 員 山 田 は じ め